

# 人材紹介契約書

WorX 株式会社と（以下「甲」という）と、〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

## 第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙及び乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

## 第2条（報酬等）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、かつ甲が採用（就労開始）した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

2. 被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。乙は、当該候補者の退職日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	100%
入社から3ヶ月未満	50%

ただし、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

3. 乙による紹介以前に、甲が第三者から候補者の紹介を受けていた場合、または当該候補者から応募の意思表示を受けていた場合には、甲は乙に対して報酬を支払う義務を負わない。

4. 本業務に関連して乙が負担した諸費用（交通費・宿泊費・資料費用等を含みこれらに限られない。）については、乙の負担とする。

## 第3条（支払）

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

## 第5条（資料の揭示）

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック（職歴、学歴、資格、賞

罰の有無その他人材採用に必要な情報をいう。) 、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

#### 第6条 (機密保持)

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者(乙が候補者として甲に紹介する者を除く)に開示してはならない。但し、以下の各号の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- (1) 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- (2) 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- (3) 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- (4) 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- (5) 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報。ただし、裁判所等への開示前に、乙は甲に対し開示を求められた事実を通知するものとする。

#### 第7条 (個人情報)

甲は、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

#### 第8条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも催告なく解除することができる。
  - (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
  - (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
  - (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

#### 第9条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

#### 第10条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
  - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
  - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より

銀行取引停止処分を受けたとき

(6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき

(7) その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

3. 甲は、甲の責に帰すべき事由の有無を問わず、乙の本業務の履行が不能となった場合は、第1項に基づく解除をすることができる。

#### 第11条（地位の譲渡の禁止・再委託の禁止）

1. 本契約の当事者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をすることができない。

2. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務を第三者に再委託することができる。この場合、乙は、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせるものとし、再委託先の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して甲に対して損害を賠償するものとする。

#### 第12条（存続規定）

本契約の終了後にかかわらず、本条、第6条から第8条、第11条及び第12条については、本契約の終了後もその効力を有する。

#### 第13条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

#### 第14条（裁判管轄）

全条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

以上

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

2022年03月03日

甲

乙